

# 室戸市分別収集計画

室 戸 市

平成22年6月

## 室戸市分別収集計画

### 目 次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 1.  | 計画策定の意義   | 2  |
| 2.  | 基本方向  | 2  |
| 3.  | 計画期間  | 3  |
| 4.  | 対象品目  | 3  |
| 5.  | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み<br>(法第8条第2項第1号)  | 3  |
| 6.  | 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項<br>(法第8条第2項第2号)   | 3  |
| 7.  | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該<br>容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分<br>(法第8条第2項第3号)                      | 4  |
| 8.  | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適<br>合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定め<br>る物の量の見込み<br>(法第8条第2項第4号) | 5  |
| 9.  | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項<br>(法第8条第2項第5号)  | 6  |
| 10. | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項<br>(法第8条第2項第6号)   | 7  |
| 11. | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項<br>(法第8条第2項第7号)  | 10 |

# 室戸市分別収集計画

## 1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、高度成長期の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でそれぞれの役割を認識し、履行していくことが重要である。

廃棄物処理施設は迷惑施設としての拒否反応が強く、その確保に当たっては困難を極め、非常に厳しい状況にある。

こうした状況を踏まえ室戸市及び東洋町で構成する芸東衛生組合では廃棄物の減量、減容による関連諸施設の延命を期して、昭和57年度より可燃、不燃、資源、粗大、ビニール系、有害ごみの6種独自分別収集システムを構築実施してきた。又、更なるレベルアップを行う為、平成7年に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき既存分別システムの見直しも行ってきたが、平成18年度からダイオキシン類対策の為の広域施設の稼働に伴い収集までの業務は、当市で行うこととなり、又、平成18年に改正された容器包装リサイクル法及び省令により新たに「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」が創設されたことにより本計画を策定するものである。

本計画により、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集強化を計り、資源化率の向上と最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組み、廃棄物処理施設のより一層の延命を図り、平成18年度に策定された「室戸市環境基本計画」の理念を基に、更なる廃棄物循環型社会の構築を目指すものである。

## 2. 基本方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- ① 室戸市・地域住民・事業者及び処理施設を保有する芸東衛生組合・安芸広域市町村事務組合が一体となって協力し、ハード・ソフト全般にわたり、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- ② 排出ごみの減量抑制を第一義とし、排出ごみは可能な限り再利用・資源化

を図り、限りなくごみの少ない地域社会の構築を目指す。

- ③ 広報を媒体とした啓発活動を積極的に展開し、関係住民の参画による分別収集体制の強化を目指す。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物の内、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

|         | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 容器包装廃棄物 | 381  | 374  | 364  | 356  | 346  |

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画データより

### 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。又、室戸市環境審議会によるリサイクル及び減量対策を討議推進する。

(1) 町内会・PTA・婦人会等を母体とした分別排出の周知徹底

- ① ごみの減量化、処理経費の節減の一環として、既存有料指定袋での排出普及と正しい分別排出に関する、対象地域全ての住民への町内会単位での協力要請説明会の積極的な開催に努める。
- ② 生ごみの減量化を期して、土壌改良並びに有機質肥料として活用できるコンポスト機器への補助金制度等による推奨普及を図る。

(2) 容器包装廃棄物の排出の抑制とリサイクルの啓発活動

ごみの排出抑制及びリサイクル促進のための啓発普及活動を積極的に推進する。

①カレンダー・チラシ等による啓発活動

町内会を通じ全戸に配布

②広報誌掲載

③ごみ排出抑制の為、買物袋（マイカゴ、マイバック）持参の徹底を啓発する。

④レジ袋有料化の検討中

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

各施設の状況、資源化及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、資源化施設、収集機材等を勘案し、収集に係る区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集する容器包装の種類   | 収集に係る分別の区分              | 収集回数 |
|---|-------------------------|------|
| 主としてスチール製容器<br>主としてアルミニウム製容器                                    | 缶類（スチール缶、アルミニウム缶）       | 週1回  |
| 主として<br>ガラス製の容器包装<br>┌ 無色のガラス製容器<br>├ 茶色のガラス製容器<br>└ その他のガラス製容器 | ガラスびん<br>(無色・茶色・その他生ビン) | 月2回  |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）           | 紙パック（牛乳パック）             | 月2回  |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの                  | ペットボトル                  | 月2回  |
| 主として段ボール製の容器  | 段ボール                    | 月2回  |
| 主として紙製の容器包装であって紙パック・段ボール以外のもの（薬箱・ボール箱）                          | 雑誌等                     | 月2回  |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

内訳

室戸市

(単位：t)

| 分別収集する容器包装の種類   | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---|------|------|------|------|------|
| 主としてスチール製容器   | 56   | 55   | 54   | 53   | 51   |
| 主としてアルミニウム製容器   | 42   | 41   | 40   | 39   | 38   |
| 無色のガラス製容器   | 67   | 66   | 64   | 63   | 61   |
| 茶色のガラス製容器   | 60   | 59   | 58   | 56   | 55   |
| その他のガラス製容器  | 18   | 18   | 17   | 17   | 16   |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの        | 32   | 31   | 30   | 29   | 29   |
| 主として段ボール製の容器  | 105  | 103  | 100  | 98   | 95   |
| 計   | 381  | 374  | 364  | 356  | 346  |

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画データより

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

当市では、ペットボトル・紙パックを除く容器包装廃棄物の収集体制等については、芸東衛生組合により昭和57年4月から実施している。又、平成9年度からは、ペットボトル及び紙パックについても実施した。

## 分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 |          | 収集に係る分別の区分 | 収集運搬段階 | 選別保管等  | 備考                |
|------------|----------|------------|--------|--------|-------------------|
| 金属         | アルミ      | 缶類         | 市の定期回収 | 芸東衛生組合 | 昭和57年4月<br>分別収集開始 |
|            | スチール     |            |        |        |                   |
| ガラス        | 茶色ガラス    | びん類        | 市の定期回収 | 芸東衛生組合 | 上に同じ              |
|            | 透明ガラス    |            |        |        |                   |
|            | その他のガラス  |            |        |        |                   |
| 紙類         | 飲料用紙製容器  | 紙パック       | 市の定期回収 | 芸東衛生組合 | 菓子箱等は雑誌として回収      |
|            | 段ボール     | 段ボール       |        |        |                   |
|            | その他の紙製容器 | 雑誌         |        |        |                   |
| ペットボトル     | ペットボトル   | ペットボトル     | 市の定期回収 | 芸東衛生組合 | 平成9年4月<br>分別開始    |

## 10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶（スチール・アルミ）ビン（無色・茶色・その他）紙パック・段ボール・雑誌類・ペットボトルについては芸東衛生組合リサイクル施設での選別・圧縮・保管等を行っている。

| 容器包装廃棄物の種類                | 収集に係る分別の区分 | 収集容器           | 収集車          | 中間処理<br>(芸東衛生組合)                              |
|---------------------------|------------|----------------|--------------|---|
| アルミ<br>スチール               | 缶類         | 金属製<br>網カゴ     | 2 t<br>パッカー車 | リサイクルセンター選別・圧縮・保管施設<br><br>*カレットは、選別後識別ヤードへ保管 |
| 茶色ガラス<br>透明ガラス<br>その他のガラス | びん類        | プラスチック<br>コンテナ | 2 t<br>ダンプ   |   |
| 紙パック                      | 紙パック       | 十文字に<br>束ね縛る   | 2 t<br>ダンプ   |   |
| 段ボール                      | 段ボール       |                |              |   |
| その他の紙                     | 雑誌         |                |              |   |
| ペットボトル                    | ペットボトル     | 網袋             | 2 t<br>ダンプ   | ペットボトル処理施設<br>選別・圧縮・保管施設                      |

## 分別収集に必要な施設計画

| 施設の種類                   | 対象となる容器<br>包装廃棄物の種<br>類・量・等 | 施設等の仕様（形状・形<br>式・処理能力・数量等）<br>及び整備計画  | 管理主<br>体等 | 参考欄<br>（現有施設状況）  |
|-------------------------|-----------------------------|---|-----------|--|
| 排出容器<br>1. 網カゴ          | a 缶 類<br>（アルミ・スチ<br>ール缶）    | （仕様）<br>材料：ステンレス<br>容量：φ1000×h1200<br>数量：収集ステーション1<br>ヶ所当たりそれぞれ<br>1～2個 計400個 | 室戸市       | 昭和57年から<br>分別収集済。<br>処理は、容器<br>包装リサイク<br>ル法に準じる<br>ものになって<br>いる。 |
| 2. 箱型プラ<br>スチック<br>コンテナ | b ビン類<br>（種類別、色別<br>分別4種類）  | 磁選機で分別<br>ビン～青色コンテナ<br>655×468×322<br>数量：収集ステーション1<br>ヶ所当たりそれぞれ<br>10～15個     | 室戸市       |  |
| 3. 網袋                   | c ペットボトル                    | （仕様）<br>材料：ビニール製ネット袋<br>容量：640×900<br>数量：拠点ステーション各5～10枚                       | 室戸市       | 平成9年から<br>分別収集   |
| 4. 飲料用紙<br>袋容器          | d 牛乳パック                     | * 紐で束ねる<br>牛乳パック以外につい<br>ても束にする。  | 室戸市       | 平成9年から<br>分別収集   |
| 集積場所                    | a、b、c、d、                    | 資源物専用集積ステーション利用   | 室戸市       | 自治会や市民団体<br>によるステーショ<br>ンでの分別協力                                  |

## 分別収集計画に必要な計画

### (リサイクルセンター)

| 施設の種類              | 対象となる容器<br>包装廃棄物の種類   | 施設の仕様（形状・形式・<br>中間処理能力・数量等）及<br>び施設計画   | 管理主<br>体等  | 参考欄<br>（現有施設状況）   |
|--------------------|---|---|------------|-------------------|
| （中間処理）<br>（芸東衛生組合） | 空き缶<br><br>ガラス製<br>容器<br><br>段ボール<br><br>紙パック<br><br>その他の紙<br>製容器 | 施設構造：鉄骨平屋建<br>敷地面積：3,500㎡<br>建築面積：処理棟304㎡<br>管理棟 32㎡<br>倉庫 56㎡<br>設備の概要<br>* トラックスケール25t 1基<br>* 磁選機付コンベア 1式<br>* 天井クレーン 1基<br>* プレス設備 2基<br>処理能力 2t/h 1基<br>" 3.7t/h 1基<br>* 粗大ごみ切断機 1基<br>* 駄ビンピット 6基<br>* 破砕機 1基 | 一部事<br>務組合 | 昭和58年4月<br>1日稼動開始 |

### (ペットボトル処理施設)

| 施設の種類              | 対象となる容器<br>包装廃棄物の種類 | 施設の仕様（形状・形式・<br>中間処理能力・数量等）及<br>び施設計画                                     | 管理主<br>体等  | 参考欄<br>（現有施設状況）       |
|--------------------|---------------------|---|------------|-----------------------|
| （中間処理）<br>（芸東衛生組合） | ペットボトル              | 施設構造：鉄骨平屋建<br>敷地面積：558㎡<br>建築面積：処理棟384㎡<br>倉庫 320㎡<br>設備の概要<br>* 圧縮梱包機 1基 | 一部事<br>務組合 | 圧縮梱包機<br>ペットボトル<br>1基 |

※その他プラ用施設は停止中  
（平成18年4月）

## 1 1. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取り組みを推進する。

### (1) 容器包装廃棄物の分別排出に関する周知徹底

- \* 分別収集の円滑かつ、より効率化を期して、既設の資源ごみ分別指導員制度の強化を図る。
- \* 広報を媒体とした啓発普及活動の積極的な展開を図る。
- \* 事業者の行う容器包装の自主的回収と資源化に関する支援啓発活動の展開と、その促進を図る。

### (2) 集団回収の促進

- \* PTA 等の行う集団回収への支援を行う。

### (3) 減量化・資源化等について審議の促進

- \* 住民代表・事業所代表・各種団体代表・消費者代表・行政代表からなる室戸市環境審議会を中心に、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等に関する審議検討を進める。

### (4) 分別収集の徹底に関するモデル地域の指定推奨から全地域への普及

- \* モデル地域を順次指定し、町内会長への協力要請・説明会・ステーションでの早朝分別排出指導等集中的かつ積極的な啓発活動を展開し、円滑な推進を期す。

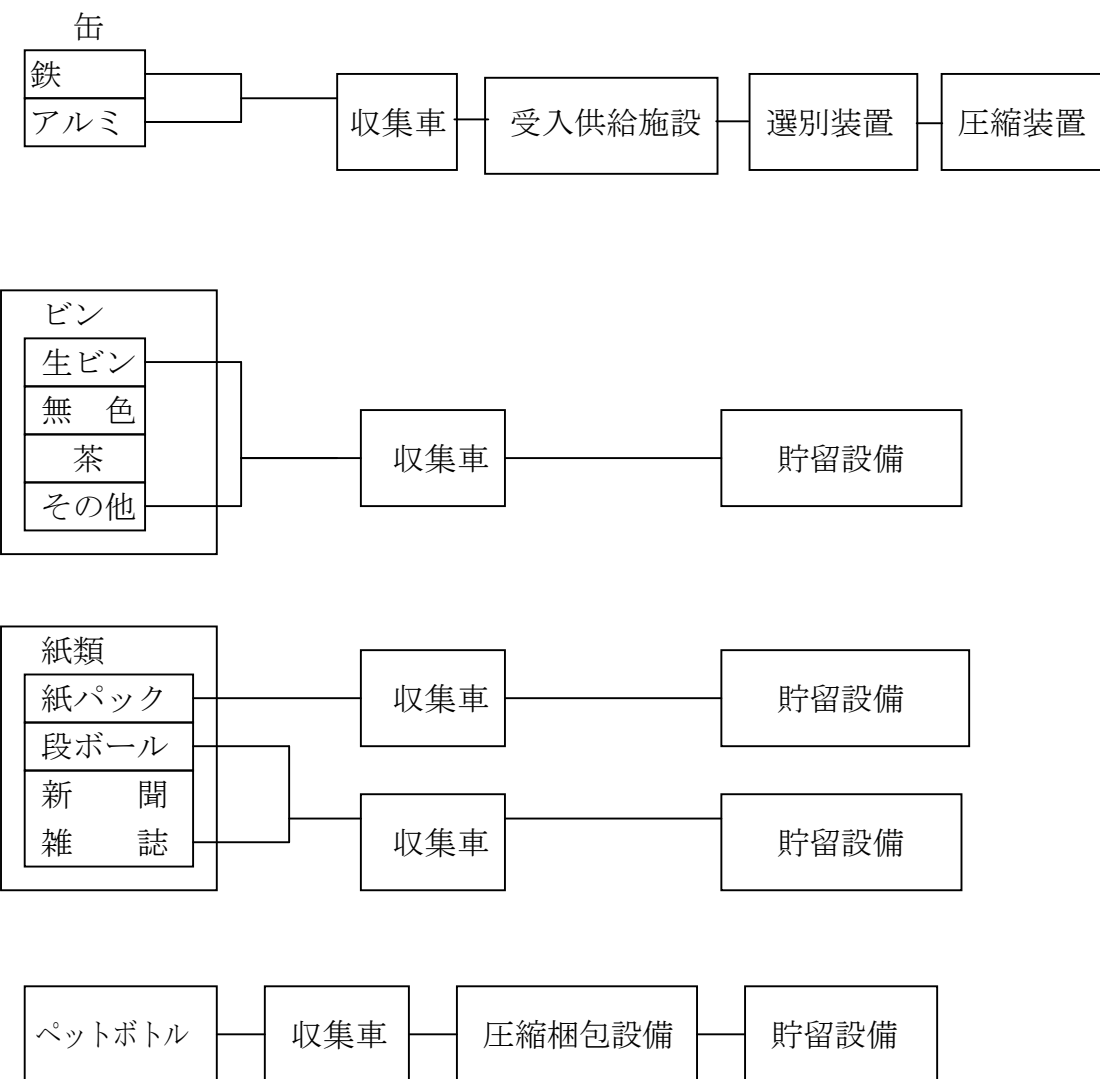
《特記事項》

[1] 室戸市におけるリサイクル体系

資源回収に関する収集処理の流れは次のとおりである。

処理フロー

資源回収



[2] 容器包装廃棄物の排出量の見込み並びに特定分別基準適合物及び容器包装リサイクル法第8条第2項第4号に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(潜在量について)

ごみ処理基本計画に示されている将来人口に一人あたりの収集推計値（別表1）並びに資源ごみ回収量実績の推移（別表2）の数値を斟酌の上、これらのごみに関する潜在組成分析比率を乗じて求めたものである。

別表1 収集ごみ総量（原単位量）の推移

| 年度 | 原単位（g／人・日） |      |      |       |
|----|------------|------|------|-------|
|    | 資源ごみ       | 粗大ごみ | 一般ごみ | 原単位総計 |
| 18 | 169        | 20   | 655  | 844   |
| 19 | 160        | 24   | 659  | 843   |
| 20 | 168        | 24   | 668  | 860   |
| 21 | 148        | 27   | 663  | 838   |
| 22 | 147        | 27   | 661  | 835   |
| 23 | 147        | 27   | 658  | 832   |
| 24 | 146        | 26   | 655  | 827   |
| 25 | 145        | 26   | 652  | 823   |
| 26 | 144        | 25   | 647  | 816   |
| 27 | 141        | 25   | 643  | 809   |

\*平成18年～21年までは実績値、22年～26年は推計値

別表2 資源ごみ量の実績推移

|    |       | 室戸市 (単位：t) |        |        |        |        |
|----|-------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 項目 | 年度    | 平成17年度     | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|    |       | 数量         | 数量     | 数量     | 数量     | 数量     |
|    | 新聞・雑誌 | 388        | 398    | 390    | 355    | 325    |
|    | 段ボール  | 121        | 122    | 113    | 228    | 110    |
|    | 布     | 84         | 65     | 57     | 51     | 57     |
|    | 鉄類    | 252        | 149    | 117    | 91     |        |
|    | スチール缶 | 85         | 73     | 67     | 61     | 59     |
|    | アルミ缶  | 55         | 48     | 48     | 44     | 44     |

|        |       |       |       |       |     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ビン類    | 193   | 217   | 195   | 175   | 152 |
| ペットボトル | 38    | 40    | 37    | 35    | 33  |
| 牛乳パック  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1   |
| 計      | 1,217 | 1,113 | 1,025 | 1,041 | 897 |

| 年度    | 将来人口   | 原単位 | 潜在組成分析推計比率 % |
|-------|--------|-----|--------------|
| 平成23年 | 16,021 | 832 | スチール缶 1.16   |
|       |        |     | アルミ缶 0.87    |
| 平成24年 | 15,741 | 827 | 無色ガラス 1.38   |
|       |        |     | 茶色ガラス 1.24   |
| 平成25年 | 15,471 | 823 | その他ガラス 0.37  |
|       |        |     | 飲料用紙容器 0.02  |
| 平成26年 | 15,211 | 816 | 段ボール 2.16    |
|       |        |     | ペットボトル 0.65  |
| 平成27年 | 14,961 | 809 | 白色トレイ        |

計算式 予測人口×原単位×365日×各推計比率  
(各推計比率：平成21年度実績値より)